みなと環境にやさしい事業者会議事務局運営等業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

本業務の委託事業候補者は、次に掲げる要件を備えた事業者であることとします。

- (1)環境分野に係る豊富かつ幅広い知識を有し、区や事業者の環境に関する課題を理解していること。
- (2) みなと環境にやさしい事業者会議(以下「本団体」という。) の特性や、会員の資源・ ノウハウ等を認識し、情報発信等に活用することができること。
- (3) 区やみなと環境にやさしい事業者会議会員事業者(以下「会員」という。)の要望等を企画内容に反映することができること。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うためみなと環境にやさしい事業者会議事務局運営業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

(1)第一次審査(書類審査)

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。 なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和6年1月31日(水)までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、35 分程度です。(説明 15 分、質疑 20 分程度)。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。モニター及び HDMI ケーブルは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査の際は、参加表明書で記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者(複数人いる場合はうち1名)も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

- ア 実施日時(予定) 令和6年2月5日(月)午前
- イ 実施場所 港区立エコプラザ
- ウ 結果通知 令和6年2月7日(水)までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1)第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
【様式4】 事業者概要及び業務実績	・類似した業務の実績があるか。
【様式5】 業務従事予定者の配置計画	・的確な業務遂行に必要な指揮命令系統、バックアップ体制 が整っているか。
及びスケジュール	・必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。
【様式6】 業務従事予定者の経歴及び 専任性	・職務の遂行に必要な経歴を有しているか。 ・本業務への専任性があるか。
【様式7】	・環境分野に係る豊富かつ幅広い知識を有しているか。
環境分野に係る事業の展開	・区や区内事業者の環境に関する取組や課題を理解してい
に関する基本的な考え方	るか。
【様式8】	・会員数を増やすことの意義を理解し、将来性に期待できる
会員数を増やすための取組	提案か。
や本団体等の認知度向上に	・会員向け、区民向け、企業向けの情報発信が考えられてお
係る戦略的な情報発信の提	り、会員のもつコンテンツの活用も検討されているか。
案	・会員間の連携強化や全国的な波及効果が期待できるか。
【様式9】	・会員向け、区民向け、企業向けの事業企画が考えられてお
魅力的な事業企画について	り、魅力的かつ創意工夫のある提案か。
の提案	・具体的かつ実現性があるか。
地域貢献活動項目の有無	・活動項目については、「4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について」を参照
見積価格及び内訳の妥当性	・見積価格は事業規模に比してどの程度の水準か。 ・内訳が詳細に記載されているか。

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点	
業務主旨の理解	・本業務の目的や内容を理解できているか。	
	・区の現状や課題を把握しているか。	
提案の創造性、実現性	・魅力的かつ創意工夫のある提案か。	
	・具体的かつ実現性があるか。	
提案の発展性	・中長期的な計画が示されており、本団体や区の発展性に期	
	待できるか。	

協働、連携の考え方	・区や会員との連携、区民との協働が考えられているか。	
	・会員間の連携が考えられているか。	
理解力、表現力	・質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で回	
	答しているか。	
	・専門用語を多用せず、わかりやすい言葉で表現できるか。	
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠	
	実な遂行が期待できるか。	

- ※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2:1です。
- ※第一次審査のうち、一定の基準により評価する必要があり、複数の選考委員が別々に評価することが妥当でないものについては事務局により採点を行います。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1)区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

- 共同の方法:複数事業者による共同事業体の結成
- 共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、 また、区外事業者のみで参加申請する場合:区内事業者優遇措置(事務局採点項目の 配点5%加点)の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表 事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出して ください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。 代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- ①共同事業体構成書
- ②共同事業体協定書兼委任状
- ③委任状(代理人が契約権限を有する場合のみ)

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止(登録事業者のみ)等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者(「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。)

・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号)に該当し、区の認定を受けている区内事業者

(登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者)

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号)で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合(共同事業体の構成員である場合も含む)

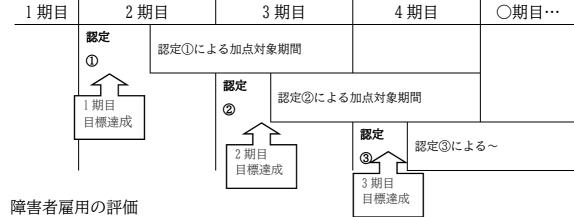
(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。 評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バラン	認定通知等の写し
ス推進企業」として認定を受けている場合	
東京都(産業労働局)が認定する「東京ライ	認定通知等の写し
フ・ワーク・バランス認定企業」として認定を	
受けている場合	
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート	認定通知等の写し及びプロポーザル参加
企業」として認定(トライくるみん認定・くる	申請現在の次世代育成法に基づく一般事
みん認定) を受けている場合で、かつ、プロポ	業主行動計画の期間(年数)を確認でき
ーザル参加申請時において、認定日における行	る書類写し等
動計画又はその次期行動計画の期間内であるこ	
と(下記図参照)	
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート	認定通知等の写し
企業」として特例認定(プラチナくるみん認	
定) を受けている場合	
国(厚生労働省)が認定する「女性活躍推進企	認定通知書等の写し及びプロポーザル参
業」として認定(えるぼし認定又はプラチナえ	加申請日現在の一般事業主行動計画の期
るぼし認定) を受けている場合で、かつ、プロ	間(年数)を確認できる認定申請書類写
ポーザル参加申請時において、認定日における	し等
行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っ	
ていること	

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3)障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選 考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第	
43条に規定する法定雇用障害者数以	障害者雇用状況報告書の写し
上の障害者雇用がある場合	

(4)環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮の評価」を、プロ ポーザル選考一次審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001 、一般財団法人持続性推進機構認証 のエコアクション 21 、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ (ステージ 2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシ ステム・スタンダード (ステップ2以上の認証に限る。)、又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登 録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結 がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としてい ます。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和5年12月21日(木)に、港区ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和6年1月19日(金)午後5時をプロポーザル参加表明書及び企画提案書等の提

出期限とします。締切後、審査を行い、事業候補者を決定します。

(4)審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3(1)記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3)第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後に港区ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。